

国民年金保険料収納対策の状況

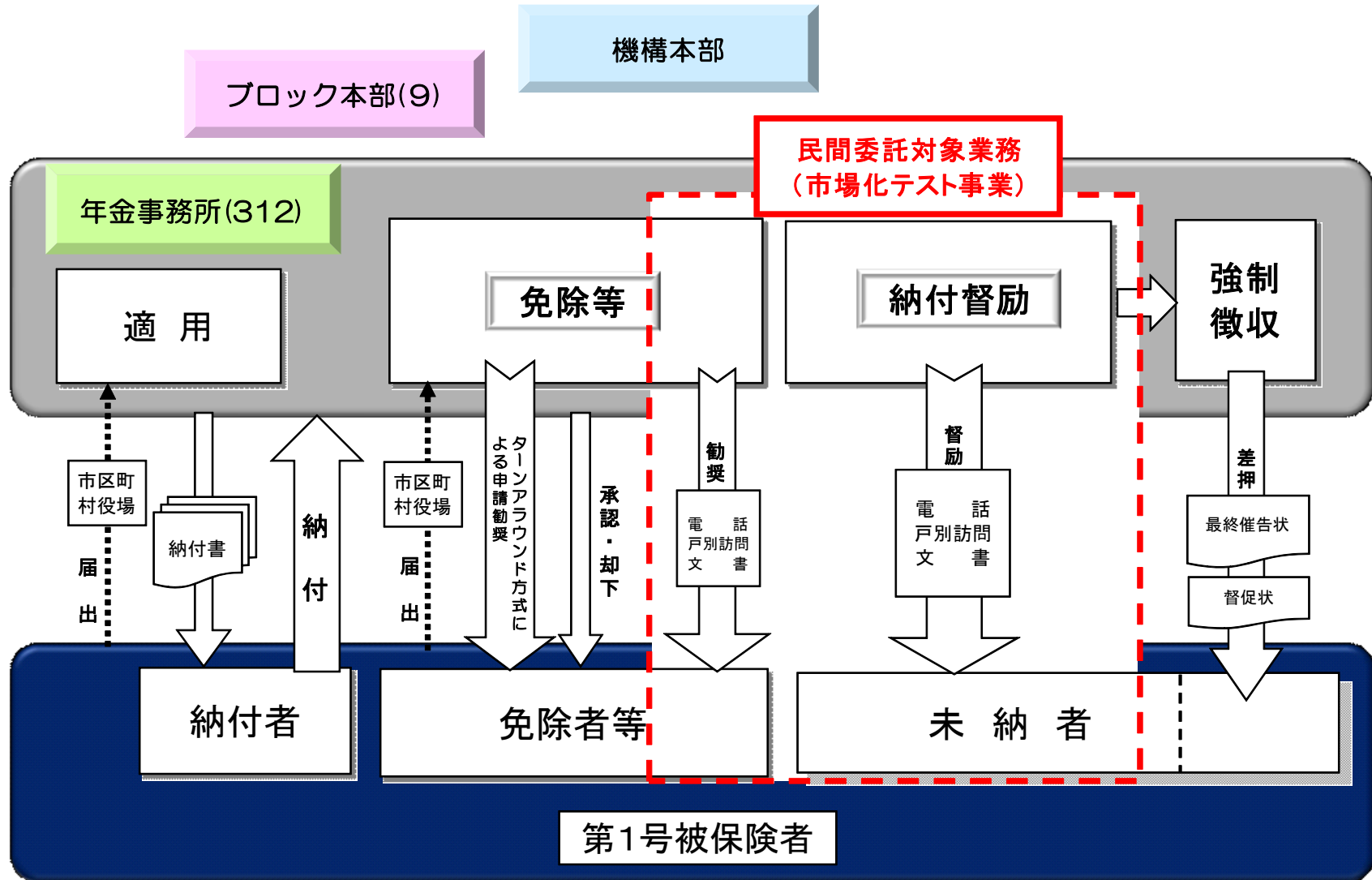
	頁
1 国民年金適用・保険料収納事業の概要	1
2 国民年金保険料収納対策に係る行動計画における取組	2
3 国民年金保険料収納対策に係る平成 23 年度行動計画(概要)	3
4 国民年金保険料の徴収事務の流れ	5
5 国民年金保険料収納事業(市場化テスト)の実施状況	6

<参考資料>

① 国民年金適用収納事業の実績	10
② 国民年金保険料納付率(現年度)の推移	11
③ 国民年金保険料収納対策に係る平成 23 年度行動計画進捗状況	12
④ 強制徴収の状況(平成 22 年度、23 年度に着手したもの)	13

平成24年2月21日
国民年金部

1. 国民年金適用・保険料収納事業の概要



2. 国民年金保険料収納対策に係る行動計画における取組

- 機構は、納付率の向上に向け、各種取組についての数値目標や具体的なスケジュールを定めた行動計画を機構全体及び年金事務所ごとに策定し、行動計画の進捗管理を行いながら取組を推進。
- 所得情報を基に、未納者を強制徴収対象、納付督促対象、免除等申請勧奨対象に区分し、さらに未納月数毎に細分化し、各区分の未納者属性に応じた督促・勧奨方法、スケジュールを明確にして督促等を実施。

納付率の向上及び未納者数減少への取組（概念図）

所得層、未納期間、年齢、督促事蹟等の属性別に未納者数を把握

○短期未納者

・速やかな初期対応及び2次対応を含めた各督促の連携
(文書→電話→戸別(繰り返し))

○中期未納者

・強制徴収を前提とした督促
・口座振替申請書受理の徹底

○強制徴収対象者

・強制徴収の早期着手及び速やかな滞納処分への移行

○短期未納者

・速やかな初期対応及び2次対応を含めた各督促の連携
(文書→電話→戸別(繰り返し))

○中期未納者

・各督促の連携
・口座振替申請書受理の徹底

○長期未納者

・強制徴収を前提とした督促
・口座振替申請書受理の徹底

○多段階免除承認者(1/4、半額、3/4) ・承認と同時に納付督促を実施

○「申請免除(全額・多段階)制度」の周知及び申請書の提出勧奨の徹底

→ 所得情報による新たな納付困難者に対する申請勧奨の徹底
→ 継続免除却下者に対する速やかな納付督促及び多段階免除申請勧奨の実施

○「学生納付特例制度」「若年納付猶予制度」の周知及び申請書の提出勧奨の徹底

→ 所得情報による新たな納付困難者に対する申請勧奨の徹底
→ 継続免除(若年)却下者に対する速やかな納付督促及び多段階免除申請勧奨の実施

納付月数の増加目標

免除等申請受理目標

未納月数

1 ~ 6

7 ~ 12

13 ~ 24

3. 国民年金保険料収納対策に係る平成23年度行動計画（概要）

中期計画の目標

- 最終納付率：現年度納付率から4～5ポイント程度の伸び幅確保を目指す
- 現年度分：当面納付率の低下傾向に歯止めをかけ、回復させることを目標（具体的には21年度の納付実績を上回り、更なる改善を目指す）
 - ・口座振替実施率：前年度と同等以上の水準確保を目指す
 - ・コンビニ納付等：前年度の件数以上の水準確保を目指す

1. 機構全体の目標

- (1) 平成21年度の最終納付率は、平成21年度の現年度納付率から4～5ポイント程度の伸び幅を確保。
- (2) 平成22年度分の平成23年度末納付率は、平成22年度末から2～3ポイント程度の伸び幅を確保。
- (3) 平成23年度の現年度納付率は、平成21年度と同程度の水準を確保する。
- (4) 口座振替実施率は、前年度と同等以上の水準を確保する。
- (5) コンビニエンスストア、インターネットバンキング及びクレジットカードによる納付件数の合計数については、前年度以上の水準を確保。

2. 市場化テスト事業

- (1) 年金事務所は、受託事業者の納付督促実施結果の分析・評価を行い、毎月1回、受託事業者と収納対策に関する月例打合せ会議を県単位で開催し、必要な改善要請等を実施。
- (2) ブロック本部は、年金事務所と受託事業者との月例打合せ会議に全て出席し、収納対策の内容及び取組時期等について指導・助言を行うほか、他県の打合せで聴取した問題点や好取組事例などを情報提供。
- (3) 機構本部は、受託事業者とのヒアリングを原則として四半期に1回（改善指示を行った受託事業者については2ヶ月に1回）実施し、各ブロック本部からの情報等に基づき、督促方法の見直し等の指導・要請を実施。

3. 強制徴収

(1) 強制徴収の対象者

強制徴収対象者は、控除後所得500万円以上、未納月数13月以上の者とする。(任意加入被保険者等を除く)

(2) 進捗管理の徹底

新規着手から2年以内に完結するサイクルの確立を図ったうえで、新規着手案件すべてが完納に結びつくよう取組みを強化。

(3) 財務大臣(国税庁)への滞納処分等の権限委任

財務大臣(国税庁)への滞納処分等の権限委任要件(滞納月数が24月以上で、滞納者又は連帯納付義務者の直近の所得金額が1,000万円以上)に該当する可能性のあるもの全件について、ブロック本部と事務所は共同で財産調査や差押えを実施し、完納にならない場合は、督促から3ヶ月を目途に財務大臣(国税庁)への滞納処分等の委任手続きを実施。

4. 体制整備

(1) 要員の確保

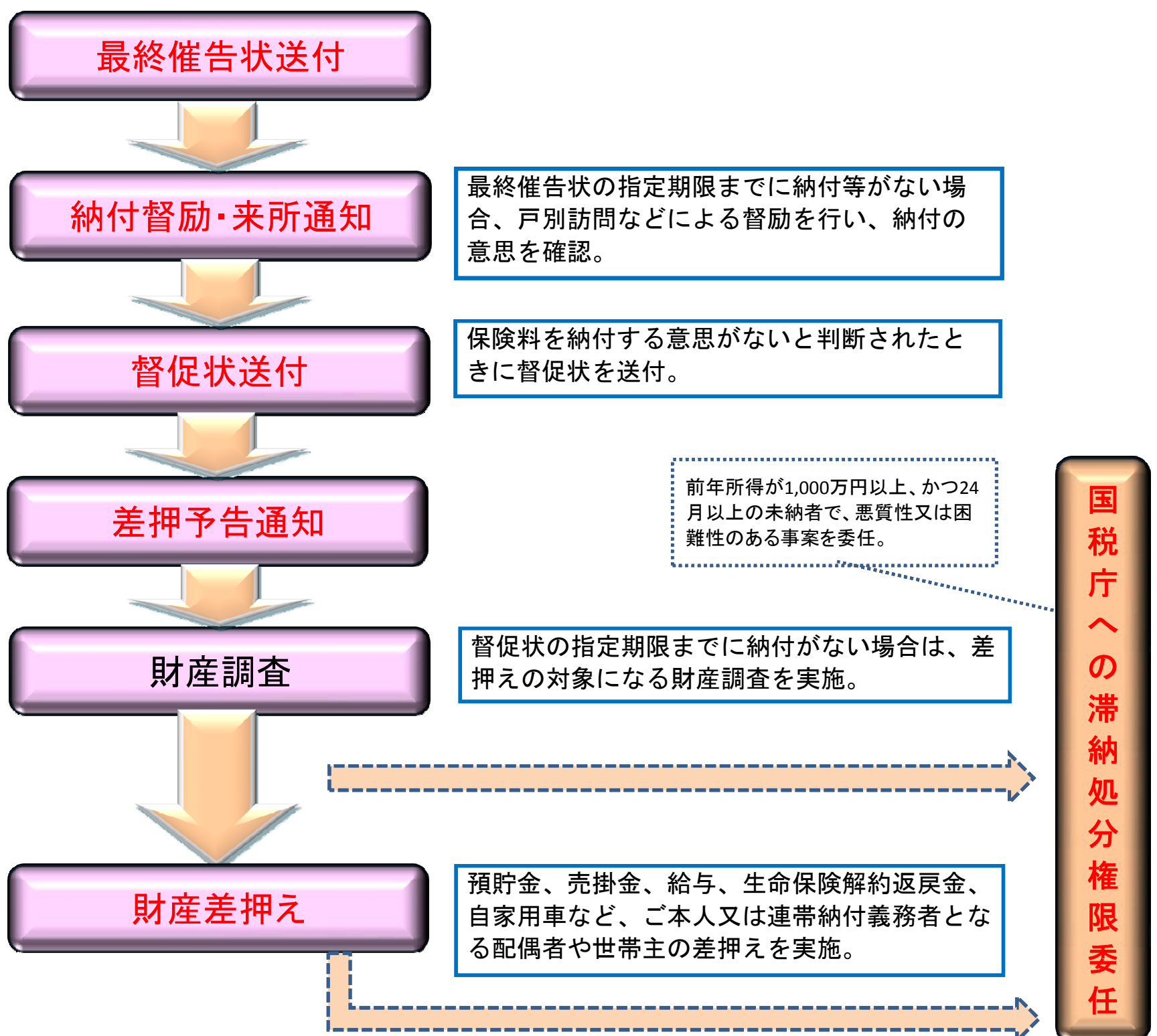
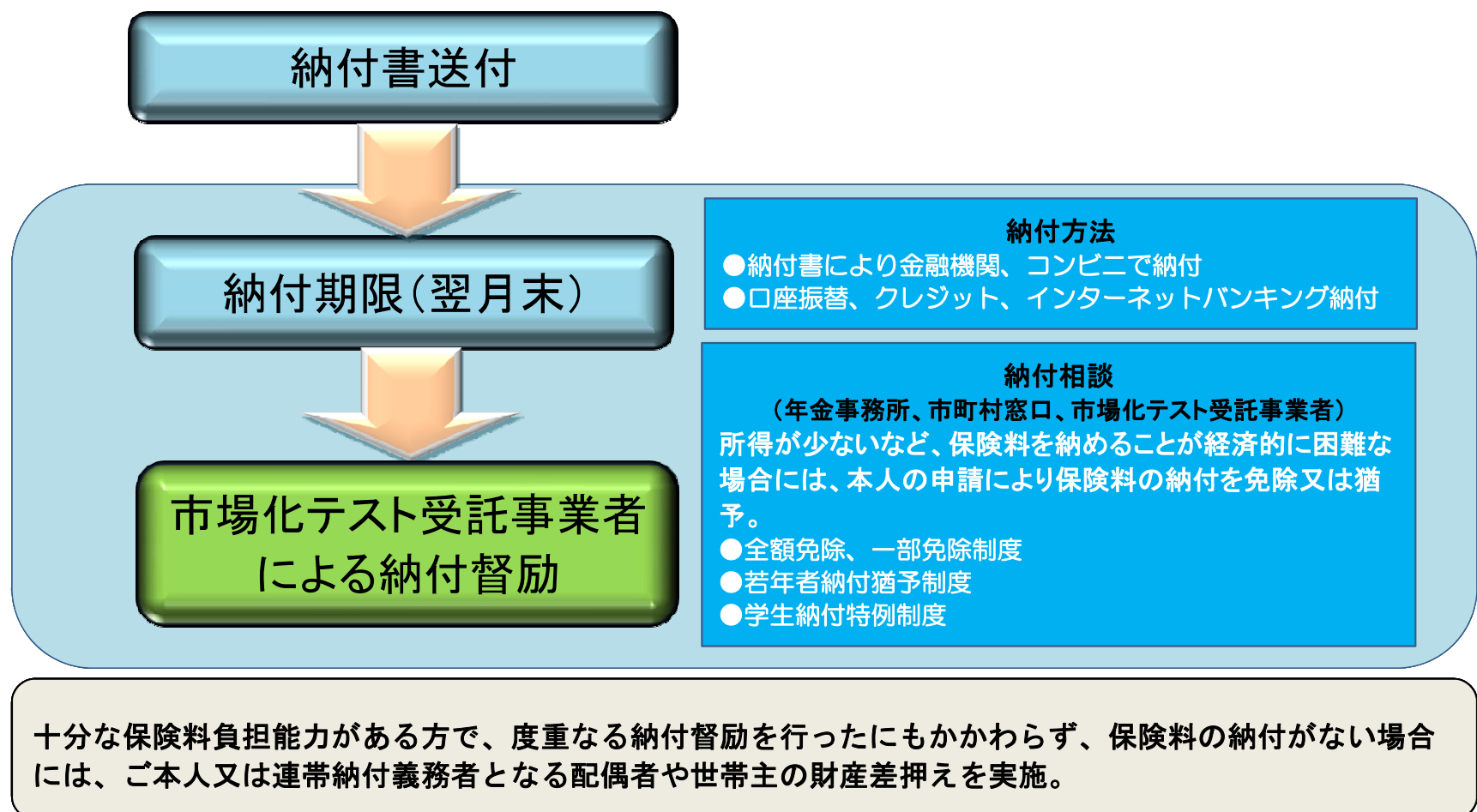
(2) 研修の充実・強化

5. その他

収納対策強化指定年金事務所の指定

強制徴収など国民年金保険料収納対策が低調な年金事務所を「国民年金収納対策強化指定事務所」として指定し、納付率改善のための指導を強化。(29か所を指定)

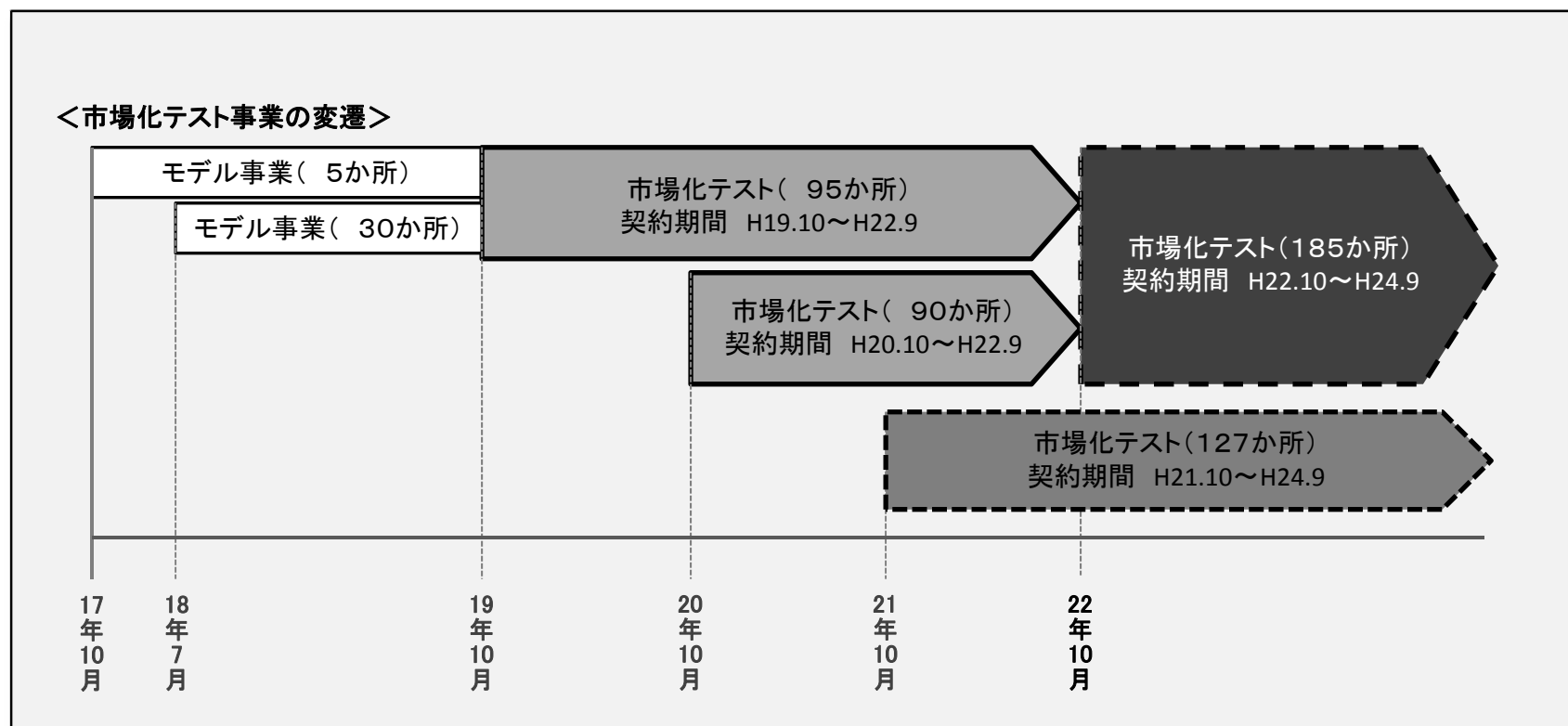
4. 国民年金保険料の徴収事務の流れ



5. 国民年金保険料収納事業（市場化テスト）の実施状況

概要

- 国民年金保険料の収納事業のうち、強制徴収や免除等申請勧奨を除く納付督促業務等を包括的に民間委託し、民間事業者の創意工夫やノウハウを活用する「市場化テストモデル事業」として、平成17年10月から5か所の社会保険事務所を対象に実施。
- 平成19年10月からは、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づく事業として、95か所の社会保険事務所を対象に「市場化テスト」を実施。
- 現在、平成21年10月契約（4業者、127年金事務所）及び平成22年10月契約（3業者、185年金事務所）に基づき、すべての年金事務所で市場化テスト事業を実施。なお、免除勧奨業務については平成21年10月から民間委託を実施。



① 達成状況

1. 現年度納付率と要求水準、最低水準の達成率

	現年度納付率			達成率	
	平成22年11月末	平成23年11月末	増減	要求水準(注1)	最低水準(注1)
平成21年10月開始(127事務所)	60.6%	60.6%	0.0%	34.6%	48.9%
平成22年10月開始(185事務所)	55.1%	55.0%	▲0.2%	55.0%	71.5%
合 計	56.7%	56.5%	▲0.2%	47.6%	63.8%

注1： 要求水準は事業の目標納付率を達成するために設定した水準、最低水準は委託する前年度の納付率を維持するために設定した水準。

注2： 平成21年10月に委託した事業者に対しては、平成23年4月に業務改善計画の作成を指示し、5月以降定期的にフォローしている。

2. 要求水準(達成目標)の達成率

実施年度	年度区分	要求水準	実績	達成率
平成21年10月開始(127事務所) (平成22年5月～平成23年4月)	現年度	5,569,137月	2,756,131月	48.40%
	過年度1年目	4,858,596月	3,344,715月	68.60%
	過年度2年目	1,861,120月	1,191,349月	64.00%
	免除等承認	1,912,409月	1,754,970月	91.80%
平成22年10月開始(185事務所) (平成22年10月～平成23年4月)	現年度	8,178,618月	5,102,518月	62.40%
	過年度1年目	1,725,828月	2,250,210月	130.40%
	過年度2年目	1,416,668月	1,610,854月	113.70%
	免除等承認	1,036,808月	1,127,768月	108.70%

② 納付督促手法別の実施状況

(1) 納付督促全体における手法別の割合

平成21年10月開始（平成22年5月～平成23年4月）

電話督促	文書送付	戸別訪問
80.10%	15.40%	4.10%

平成22年10月開始（平成22年10月～平成23年4月）

電話督促	文書送付	戸別訪問
68.20%	22.90%	8.90%

<参考> 旧社会保険事務所(127事務所)平成20年5月～平成21年4月

電話督促	文書送付	戸別訪問
14.10%	30.60%	55.30%

(2) 滞納者一人当たりの一ヶ月当たりの督促回数

実施年度	電話	文書	戸別訪問	合計
平成21年10月開始(平成22年5月～平成23年4月)	0.25回	0.05回	0.01回	0.31回
平成22年10月開始(平成22年10月～平成23年4月)	0.21回	0.07回	0.03回	0.30回
<参考> 旧社会保険事務所(平成20年5月～平成21年4月)	0.05回	0.10回	0.18回	0.33回

③ 国民年金保険料収納事業(市場化テスト)の評価(概要)

国民年金保険料収納事業については、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づき評価を行うこととされており、平成24年2月に内閣府(官民競争入札等監理委員会)が行った評価の概要(一部抜粋)は以下のとおり。

1 実施状況に関する評価

- ・ 要求水準の実績(達成率)は、21年度開始分では、どの年度区分等(現年度、過年度1年目、過年度2年目、免除等承認)においても、達成率が100%未満であるが、22年度開始分では、現年度を除き、達成率が100%を超えるなど改善が見られる。
- ・ 納付督促の実施手法別の実施件数をみると、21年度開始分では電話督促は大幅に増加しているが、戸別訪問による督促件数は激減し、実施件数合計でも減少するなど、量(規模)の面で必ずしも十分な実施体制とはなっていない。

2 今後の事業について

①要求水準(達成目標)の見直しについて

これまでの納付率低下の要因を分析し、実績や経済状況等も織込んだ上で、現実的に受託民間事業者が達成可能な水準(かつ納付率の低下傾向に歯止めをかける水準)を設定することが求められる。

②効果的な納付督促の実施について

督促業務を行うための一定の量(規模)を確保する観点から、戸別訪問に最低限必要な訪問員の設置数や督促頻度の引き上げなど実施体制の強化について検討を行う。

③安値入札の是正

これまでの安値入札の状況を見ると、まだまだコストをかけて実施体制を改善する余地があると考えられる。このため、本事業において期待する実施体制(督促業務を行うための一定の規模)を明示した上で、適正な価格での入札参加を促す必要がある。

④連携の強化、準備期間の十分な確保

構本部(及び年金事務所)の指導体制をこれまで以上に強化するとともに、受託民間事業者からの声を吸い上げ、分析・活用できる体制をとることで、双方向から実施体制の強化を図る。

<参考資料>

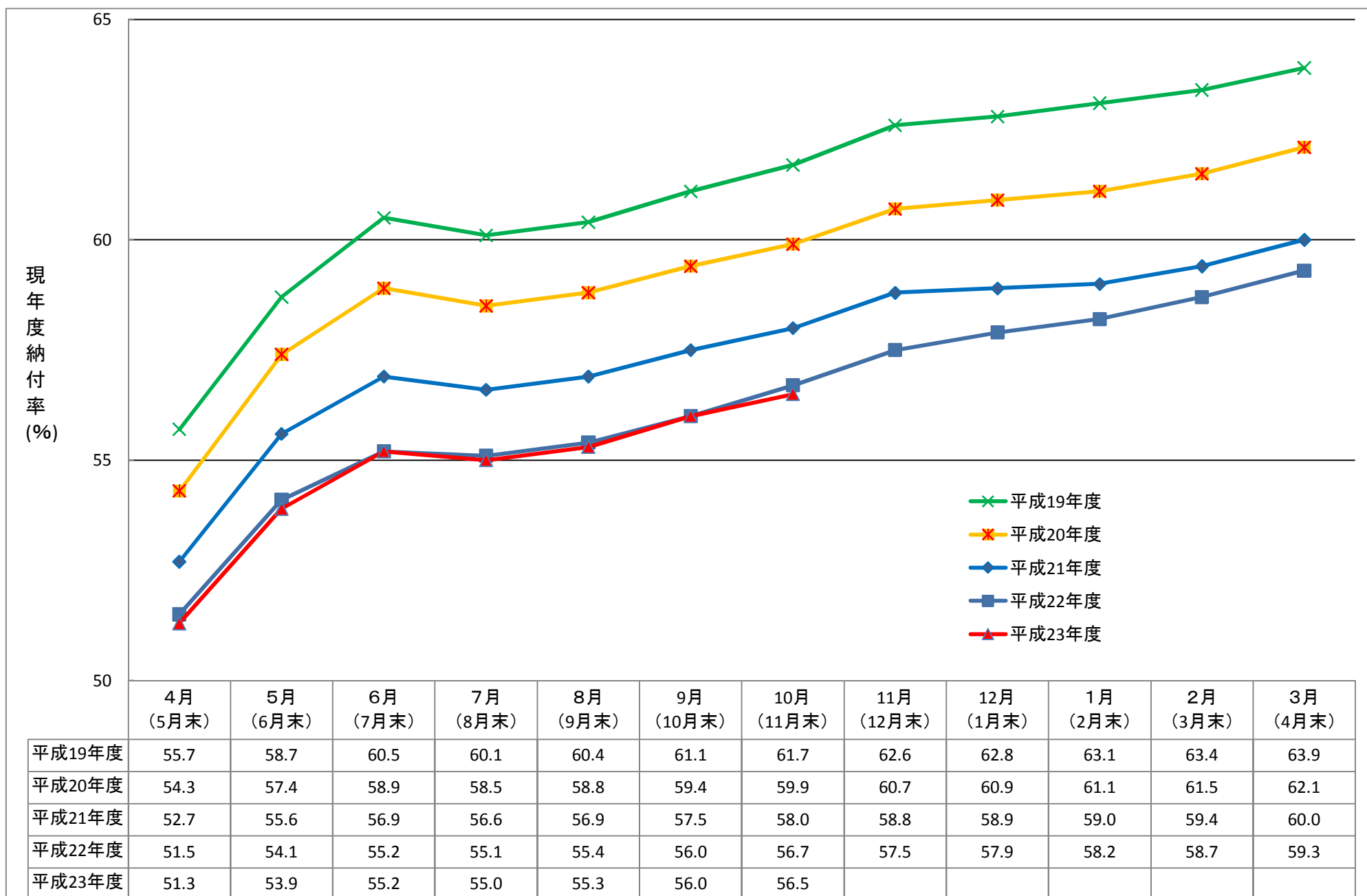
① 国民年金適用収納業務に係る実績

<平成23年度は、23年11月末現在>

項 目		平成22年度	平成23年度	
1	第1号被保険者数(任意加入被保険者含む)	19,382,219 人	18,994,328 人	
2	全額免除等割合(注)	29.0 %	27.2 %	
3	現年度納付率	59.3 %	56.5 %	
4	過年度納付率	(平成20年度) % 66.8	(平成21年度) % 64.8	
		(平成21年度) % 63.2	(平成22年度) % 61.8	
5	口座振替実施率	36.0 %	34.3 %	
6	コンビニ等納付件数(年度累計)	13,081,562 件	9,523,583 件	
	内 訳	①コンビニエンスストア(平成16年2月～)	11,637,070 件	8,428,111 件
		②インターネットバンキング(平成16年4月～)	410,465 件	286,636 件
		③クレジットカード(平成20年2月～)	1,034,027 件	808,836 件
7	最終催告状発送件数	24,232 件	24,592 件	
8	督促状送付件数	10,583 件	7,208 件	
9	差押執行件数	3,379 件	2,645 件	

注)第1号被保険者数(任意加入除く)に占める、法定免除者、申請全額免除者、学生納付特例者及び若年者納付猶予者数の合計の割合。

② 国民年金保険料 納付率（現年度）の推移（平成19～23年度）



③ 国民年金保険料収納対策に係る平成23年度行動計画進捗状況
 (年金事務所における 5～11月に係る取組)

項 目		計画数値(件) A	実績数値(件) B	達成率 (B/A)	年間目標数値(件)
1	電話勧奨件数	85,496	101,859	119.1%	149,708
2	戸別訪問件数	617,100	652,352	105.7%	1,071,509
3	文書勧奨件数	12,425,215	12,368,570	99.5%	18,096,168
	(うち、免除ターンアラウンド送付件数)	1,671,679	1,412,192	84.5%	1,803,229
	(うち、定時分納付書送付件数)	1,085,937	969,147	89.3%	1,085,937
	(うち、最終催告状送付件数)	20,603	24,592	119.4%	35,896

④ 強制徴収の状況（平成22年度、平成23年度に着手したもの）

平成23年12月末

	最終催告状送付		督促状送付		差押え 件数	最終催告状・督促状 による納付		< 参 考 >			
	件数	対象月数 ①	件数	対象月数 ②		納付月数 ③	割合 (③/①)	最終催告状による納付		督促状による納付	
								納付月数 ④	割合 (④/①)	納付月数 ⑤	割合 (⑤/②)
H22年度に強制徴収 に着手したもの	24,232	525,759	11,864	263,172	5,487	362,741	69.0%	249,534	47.5%	113,207	43.0%
H23年度に強制徴収 に着手したもの	28,860	622,361	7,110	167,378	146	160,343	25.8%	136,234	21.9%	24,109	14.4%
合計	53,092	1,148,120	18,974	430,550	5,633	523,084	45.6%	385,768	33.6%	137,316	31.9%